

専決処分第 13 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決する。

平成 23 年 7 月 27 日

四万十町長 高瀬 満伸

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|--|-----|
| 1 | 相手方 | 住所 | (略) |
| | | 氏名 | (略) |
| 2 | 事故の概要 | 平成 23 年 5 月 5 日に町道四手崎線を走行中、道路脇斜面から落石があり、車輦前部塗装とラジエータ及び冷却水タンクを損傷したもの。 | |
| 3 | 損害賠償金 | 金 76,703 円
内訳（車輦修理代） | |